

## 第4回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成28年11月7日提出

1. 件数 3件  
 【内訳】 議案 2件、報告 1件

## 2. 議案の要旨

## 議案第155号 工事請負変更契約の締結について

## 【趣旨】

平成27年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	宅地造成事業（大木戸地区）宅地造成設計・施工一括型工事	
施工場所	南相馬市原町区大木戸字松島地内	
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設・中庭測量コンサルタント特定建設工事共同企業体	
契約金額	変更前	491,400,000円
	変更後	538,017,120円
	増額する額	46,617,120円

## 主な変更内容

	項目	内容						
(1)	地盤改良工事	<p>整備区域の一部に不等沈下層（軟弱地盤層）が存在することが判明したため、地盤改良工事を追加するもの。          なお、本工事により工期を平成28年12月25日から平成29年2月28日に延長するもの。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>【変更前】</td> <td>【変更後】</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> <td>0 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,631.2 m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	【変更前】	【変更後】	地盤改良工事	0 m <sup>2</sup>		10,631.2 m <sup>2</sup>
【変更前】	【変更後】							
地盤改良工事	0 m <sup>2</sup>							
	10,631.2 m <sup>2</sup>							

議案第 156 号 財産の取得について
---------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

取得の目的	インターネット閲覧環境構築用機器購入			
取得する動産及び数量	【機器明細】			
	品名	形式		数量
	サーバー機器	日本ヒューレット・パ ッカード株式会社製	DL360 Gen9	4
	無停電電源装置	シュナイダーエレクト リック株式会社製	SMART-UPS 1500 LCD RM 2U	4
	仮想PCライセンス	ジェイズ・コミュニケ ーション株式会社製	SCVX Standard	4
	サーバーOSラ イセンス	日本ヒューレット・パ ッカード株式会社製	Canonical Ubuntu Server Standard	4
	セキュリティフ ァイルサーバー ライセンス	株式会社ソリトンシ ステムズ製	FZ-ST81-A-SGV-S -BD1Y	1
	計			17
取得予定金額	26,892,000円			
取得の方法	随意契約			
取得の相手方	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号 株式会社日立システムズ東北支社			

**報告第15号 専決処分の報告について****【趣旨】**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【専決第20号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年10月17日専決】**

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

31,000円

〔	うち保険等により補てんされる額	31,000円	〕
	市が自ら負担する額	0円	

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年8月4日午前10時20分頃、家屋評価のため相手方宅に訪問した際、公用車の右前方部を相手方敷地内のブロック塀に接触し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。